

河村 朝倉氏の敦賀郡支配について

朝倉氏の敦賀郡

支配について

河村 昭一

はじめに

一 敦賀郡の支配機構

(1) 郡司

(2) 郡奉行

(3) 下代

二 朝倉氏の敦賀郡支配の特質と展開

(1) 郡司の職掌

(2) 朝倉宗家と敦賀郡

はじめに

本稿は、戦国大名の地方支配の一例として、比較的史料にめぐまれた越前敦賀郡をとりあげ、当郡における朝倉氏の支配の特質を、支配機構の具体的検証、郡司の職掌などを通して明らかにしようとするものである。

朝倉氏の敦賀郡支配に関する先学の業績としては、松原信之氏「朝倉領国支配の考察」^①、水藤真氏「敦賀朝倉景豊の乱と教景（宗滴）について」^②があげられる。松原氏は朝倉氏の領国支配を「朝倉家臣団」「朝倉氏の奉行制度」「諏訪家文書」の諸点にわたって論述されているが、氏自身も断わっておられるように、全体としての視角の一貫性を欠き、論証もやや不十分なように思われる。しかし、朝倉氏の領国支配を正面からとりあげた研究が皆無に等しい状態にあって、特に奉行制度などの制度史的考察を加えた研究としては画期的なもので

河村 朝倉氏の敦賀郡支配について

あろう。氏はこの中で敦賀郡支配にも言及され、「越前の中で敦賀郡だけは、朝倉宗家及び朝倉奉行の直接支配のあまり及ばない治外法権的な領域であった」点を指摘され、敦賀奉行人の考証もされている。しかし、敦賀郡支配の特殊性を、いわば静態的に指摘するにとどまり、歴史的・動的考察がなされておらず、敦賀郡奉行の考証もやや不十分なように思われる。一方の水藤氏は、朝倉教景が敦賀郡司になった事情について、教景が彼にもその資格のあった宗家督相統権を放棄した見返りとして郡司の地位が与えられたのであり、敦賀郡支配の「特異性」もかかる事情に基づくものであるという、傾聴すべき見解を示された。以上両氏の研究は、朝倉氏の敦賀郡支配の「特異性」・「治外法権的」特質を明らかにしているが、まだ概略的説明にとどまっておき、戦国大名朝倉氏の領国支配の展開の中にその「特異性」を正しく位置づけるためにも、より精緻な考察が必要と思われる。小稿が、この点でいささかでも先学に付加し得るところがあれば幸いである。

註

① 「福井県地域史研究」三。

② 「若越郷土研究」一八一六。

一 敦賀郡の支配機構

(1) 郡司

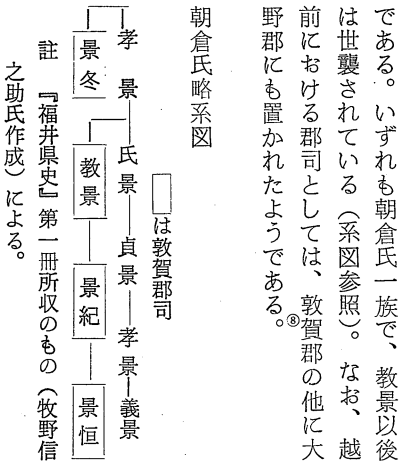
系図や戦記物など後世の編纂にかかるものを除けば、「郡司」の史料上の初見は永正五年（朝倉教景）であるが、「朝倉始末記」^③や「日下部系図」^④（浅羽本）はそれ以前の朝倉景冬も敦賀郡司としている。この景冬は、現実に第1表に示したような活動をしているところから推して、「郡司」の名称が用いられたか否かは別にして、遅くとも文明四年——おそらく文明三年朝倉孝景が守護公権を事実上獲得して程なく——には敦賀郡司としての地位についたものと考えられる。この敦賀郡司の前身は、かつて斯波氏時代にみられた「郡代」に求められる。すなわち、西福寺領是時名作職に関する某書状案（後欠）に、
濃州より奉書を成され、作職を改替すへきよし、郡代下知ニより……（傍点河村、

原注 朝倉氏の家系図と関係
第1表 朝倉景冬発給文書

No.	年月日	宛人	内	容	典拠
1	文明 4. 11. 16	—	—	氣比社領大谷浦等の半済事, 11月7日奉書に任せて安堵(「仍下知如件」)	平松 続22
2	" 7. 11. 26	中興院当主	—	同院住持の粉骨を期し寺領を安堵(「仍下知如件」)	西福寺 132
3	" 10. 10. 28	—	—	四郎大夫内亮券の裏書によりこれを安堵(「仍如件」)	永藏寺 続37
4	延徳 3. 12. 26	—	—	某(西福寺)の買得地を安堵(「可有御知行之状如件」)	西福寺 138
5	文龜 元 9. 13	川ぶねの中	—	川舟方「しばあい物」南荒の公事儀を定め沙汰を命ず。	澁川 298

註 典拠の頃の数字：西福寺は史料彙集『西福寺文書』, その他は『教賀郡古文書』の文書番号
これは、第4表を除く以下のすべての表についても同じである。

(以下同々)
とあり、また、この是時名をめぐる西福寺と楽音寺の相論についての守護斯波義健の裁定を甲斐八郎四郎なる者に伝えた守護代甲斐常治(「濃州」)の奉書が存在することから、斯波氏時代の教賀郡には甲斐氏の一族が「郡代」として配され、守護代の下達をうけて現地でこれを執行していたことが知られる。景冬が継承したのはこの郡代の地位だったと考えられる。第2表は歴代教賀郡司とその在職期間を示したもの



(2) 郡奉行

朝倉氏の奉行組織に、管掌地域を異にする少なくとも三つの系統が存在することはすでに指摘されている。すなわち、一乗谷(宗家)・府中、そして教賀郡であり、うち前二者は遅くとも延徳二年頃までに整備されたと考えられる。教賀郡における奉行連署状の初見は永正三年であるが、教景の郡司就任(文龜三年)後程ない時期に教賀郡奉行組織が整備されたと考えてよからう。第3表は教賀郡奉行を考証して示した

第2表 敦賀郡司

前名	在職上下限年月日	典拠
景冬	文明 4. 11. 16 文亀 3. 4 ①	平松 続22 朝倉始末記
教景	文亀 3. 9. 18 享禄 3. 7. 24	西福寺 145 永厳寺 続52
景紀	享禄 5. 6. 28 永禄 5. 8. 21 ②	中山 354 朝倉始末記
景恒	永禄 9. 12. 22 元亀 元. 4. 26 ③	善妙寺 27 朝倉始末記

- 註 ① 朝倉景豊の乱（水藤氏前掲論文）
 ② 法名伊冊となる前の最後の実名景紀（『蓮如一向一揆』P355）
 ③ この日、金ヶ崎開城により面目を失い遁世（同P375）。この後、郡司としての活動をする者、管見の限り見当らず。

ものである。
 次に、郡奉行の性格について若干ふれてみたい。その際の一つの方法として、第3表にみえる各氏の出自を検討してみる。第4表は第3表にみえる十氏のうちの四氏について、管見史料（文書のみ）上確認できるものを示したものである。なお、朝倉氏の有力家臣として宗家の奉行としても頻出

河村 朝倉氏の敦賀郡支配について
 する前波氏は、枚挙のいとまがないので割愛してある。さて第4表によれば、敦賀郡奉行の一族の活動が敦賀郡以外の地域においても広く認められ、しかも、その地位は低いものでないことが指摘できる。これらの点から、敦賀郡奉行の多くは、前波氏に代表されるような、敦賀郡以外の地域に本拠地をもつ朝倉氏有力家臣の一族であろう

と考えられる。
 それでは、彼らが敦賀郡奉行として組織されたのはいかなる事情に基づくものであろうか。この点に関して参考になるのは「朝倉始末記」の次の一節である。
 宗滴手勢・他家ノ衆引具シテゾ打立レケリ。其人々ニハ、前波藤右衛門尉・齋藤民部丞・三段崎衆・小林、内衆ニハ上田・中村・吉川・前波七郎右衛門尉、足輕ニハ……
 これは永正三年、加賀一向一揆が越前一揆と呼応して坂井平野を侵攻して来た際、朝倉氏がこれを迎え撃つくだりであるが、上田・中村・前波吉連などの郡奉行が教景の「内衆」とされているのが注目される。すなわち、郡司教景のもとに郡奉行として編成されたのは、朝倉氏有力家臣に出自をもちながらも、教景が朝倉家において特異な地位にあったことにもよるのであろうが、彼の内衆という、私的主従関係に包摂されていた者であったと考えられるのである。郡奉行として確認される十氏のうち九（または七）氏までが教景の代にすでに登場し

辰控 福恒氏の経緯図表
第3表 敦賀郡奉行

郡司	氏名	年月日	前	波	連	上	田	中	村	岩次・土山	小本・三段崎	笠	松	富	田	小	河	典	拠
教	永正	2.10.10	吉	○	連	○	種											西福寺	148
	"	10.11.11	吉	○	弥七郎 (吉長カ)	○	○											"	167
	"	12.6.10	吉		長	○												"	175
	"	13.11.9																"	179
	"	16.11.7																"	182
	大永	2.11.24																"	195
	"	3.10.19																"	198
	天文	2.10.11																"	207
	"	4.10.7																"	212
	景	"	6.6.5																刀根(江良)
"		7.4.5																秦(手)	378
"		7.7.28																"	377
"		10.4.9																西福寺	214
"		10.4.12																"	216
"		11.7.10																秦(手)	380
"		16.9.20																西福寺	219
永禄		11.12.17																道	305
元龜		4.5.8																善妙寺	33
"		4.6.9																西福寺	205

註 ① 奉行の組み合わせの変わる時点のみを示した。
 ② ○は、上記の者が引き続き在職するの意である。

第4表 郡奉行一族の敦賀郡以外における活動

氏名	名前(官名)	年月日	備	考	典拠	
中村	藤兵衛尉	享禄元・閏9.17	大谷寺が訴訟に際し「於——方請乞候一紙等在之」		大谷寺 36	
	源次郎	大永2. 12.30	足羽黒龍神社領について「今度——方就披申候……」		足羽神社 東大	
	利久・禪久	” 4. 10. 3	大永4年平泉寺臨時祭礼の奉行。藤島上郷の下司		平泉寺 1	
	平左衛門尉	永禄2. 12.28	宗家奉行連署状に「当寺(平泉寺) 教住坊々地之事、聞淨坊分之由依——申、應常証文訴訟」とあり。		” 6	
	新兵衛尉	?	9. 6	真木某と共に河野・今泉両浦船の諸役免除を慈願院光政より命ぜらる。		西野 4
		(天文18).	正.20	巻数についての義景の札状に「委細——可申候」とあり。		大谷寺 45
		永禄8. 11.13		大谷寺申状に「仍——為申……」とあり。		” 50
		” 13. 5.23		蚕種上分綾を「当寺(大谷寺)ヨリ——殿 ^江 御沙汰候」		” 52
		天文22. 7.23		府中奉行宛宗家奉行連署状に「——披差遣候、委細可披申候」とあり。		西野 東大
	藤内左衛門尉	永禄10. 2.27	宗家奉行連署状に「——披露」とあり。 義景書状に「委細——可申候」とあり。		西野 東大 洞雲寺 3 称名寺(折立)東大	
笠松	平四郎	?	留置せる能登よりの上洛僧衆を龍沢寺へ移すべき由、貞景より命ぜらる。		三崎 1	
	平次郎・藤三郎	文龜3. 12.15	藤三郎、北庄本所方内国成半名を競望するも、貞景は平次郎の知行を認め。		” 東大	
	平兵衛尉	永正13. 12.11	孝景より、北庄夫米の御沙汰を命ぜらる。		” ”	
富田	平左衛門	(” 15).	「於当役所(北庄関所か)書状等撰候之儀可停止」き旨命ぜらる。		” ”	
	?	4.18	千福衆被官人の狼籍について、孝景より処置を命ぜらる。		” ”	
	民部丞	(永正10). 正.20	巻数についての孝景の札状に「委細——可申候」とあり。		大谷寺 30	
式部入道	享禄4. 12.27	宗家奉行連署状に「——披露」とあり。		” 40		
	天文17. 11.16	「織田寺)千住院後住之事、——方息龜松殿 ^江 披御談候」		劍神社 33		
弥六吉順	” 19. 9.	南条郡池上保において、崇禎寺より買得した「式名井披地田畠山林等」を三輪弥七へ渡す。		三輪 松雲公		

底本 福井県の新聞雑誌に掲載のもの

河原 朝倉氏の教賀郡文書について

小	三郎左衛門尉	享禄 元. 17	大郎左衛門尉(教景カ)の雑掌 總田寺社領において「書役米」を年々無沙汰 「近年不納」により、番頭名目300文を勘落さる。 「当寺(平泉寺)——跡……」 府中奉行宛宗家奉行連署状に「——……被差遣候、委細可被申候」とあり。 織田寺玉廬坊領において(無沙汰によりカ)勘落さる。	大谷寺 36
	九郎衛門	永禄 5. 12.14		劍神社 50
河	文 浄 坊	享禄 元. 11.28	平泉寺 4	
	宗 兵衛 尉	天文 20. 10.22	西野 5	
	三 郎	天文 20. 12.18	東大 40	

註 ① 備考の頃の「——」は、左の名前の部分を省略したものである。

② 典拠の頃の数字：大谷寺・劍神社は『福井県丹生郡誌』、平泉寺は旧大野郡平泉寺村編集発行『平泉寺文書』、その他は『越前若狭古文書選』のそれぞれの文書番号

「東大」は、東京大学史料編纂所架蔵影写本。「松雲公」は『松雲公採集遺編類纂』古文書部

ている事実(第9表参照)を勘案すれば、郡奉行の多くが教景個人の被官及びその子孫であるという推定もあながち的はずれではなからう。

しかし、かかる教景の個人的事情によって、教賀郡における奉行制度成立の歴史的意义がその中に埋没するものではない。郡奉行の多くが朝倉氏有力家臣の一族である点に注目すれば、教賀郡奉行制度の成立は客観的には、朝倉氏がその有力家臣を行政吏僚及び軍事力として、一族である郡司のもとに配することによって、軍事的・経済

的にきわめて重要であるにもかかわらず地理的に他地域と隔絶されている教賀という拠点に、その支配体制を確立したものと見て大きな意義を認めることができよう。

(3) 下代

永正十六年に、次に示すような差出人・宛人がともに複数という文書が初めて登場する。

西福寺松月軒領之事、^(備前カ1河村)被押置候、御詫言に付而被返付、其分作職かたへ可申付候恐々謹言、

永正十六

十一月七日

岩次 三郎次郎

吉基(花押)

中村七郎左衛門尉

宗直(花押)

大西五郎右衛門尉殿
小武三郎兵衛尉殿^②

内容・形式からみて、右の文書は明らかに郡奉行連署状であるが、問題となるのは宛人となっている大西・小武両氏の地位である。この両氏について直接明らかにすることはできないが、次に掲げる二通の文書

より類推が可能である。

於、勤生野郷内西福寺領之内、左之神子田六段并炬田三段之事、訴人申子細依有之去秋被押置候、(中略)如先々可有寺納之由被仰出候、得其意、彼作職中へ可被申付候、恐々謹言、

永祿拾壹

十月十八日

勘解由左衛門尉

紀存

上田兵部丞

紀勝

小木宗右衛門尉殿

府南彦左衛門入道殿

於、勤野御寺納分之内、訴人依申雖御押候

御裏判之御録明白(自願力河村)ニ付而、無別儀被聞

召分候、委細紀存・紀勝ヨリ下代迄、以

折紙被申上候条、猶以別儀有間敷候、(後

略)

永祿十一年(河村)

十月廿一日

紀胤(花押)

西福寺

御役者中

河村 朝倉氏の敦賀郡支配について

すなわち、後者の文書の傍点部分より、前者の文書の宛人小木・府南両氏が「下代」と呼ばれていたことが判明するのであり、先の大西・小武両氏も文書上の位置関係から、おそらく同じ地位にあったと考えられる。小木・府南両氏は、例外なく常に同じ組み合わせで文書に登場するが、この両氏及び「下代」の語のみえる文書を整理したのが第5表である。これによると、下代は命令下達系統上では郡奉行の下に位置し、陣夫や「寺庵役」(次節参照)など諸役の徴集にもかかわっていたことが知られる。すなわち、敦賀郡における行政機構の末端に連なる下代は、諸役収奪の直接責任者としても立ち現われるのであり、当郡の郡司以下下代に至る行政機構は、そのまま収奪機構としても機能したものと理解される。

ところで、下代として確認される小木・府南(大西・小武)らの諸氏がいかなる階層に属するのかが問題となるが、小木氏についてはのみ多少明らかにできる。すなわち「朝倉始末記」が、元亀元年敦賀における

信長との合戦で討死した者の名前を列挙する部分に、

此外敦賀社家衆二八、執当・石蔵・嶋・宇野・小木……

とみえ、小木氏は氣比神宮の社家衆であったことが知られる。さらに、同氏が比田浦の地頭であったことも他の史料より明らかにできる。

これは単なる憶測にすぎないが、郡奉行が先述の如く朝倉氏の有力家臣に系譜を引く者が多いのに対して、下代は敦賀郡生えぬきの武士をもって編成されたのではないかと考える。ただし、小木氏自身、大永三年には郡奉行としてみえており、郡奉行Ⅱ有力家臣、下代Ⅱ在地勢力という単純なパターンは成立しない。

下代の設置された時期については、大西・小武両氏を下代と認定することが許されるならば、永正十六年以前ということになり、郡奉行の初見とあまり隔たりにないところから、郡奉行と同時に置かれたとする推定も一応成り立つ。しかし、寺庵役徴集についてみると、永祿十三年には下代の小

第5表 下代関係文書

順	年月日	差出人	宛人	宛人	内容	典拠
1	天文 24. 7. 22	江良浦惣百姓中・刀祿	御 下 代	陣夫の儀につき、寺庵領のなき旨を注進	刀根(江良)344	
2	永禄 元. 6. 27	小木直恒・府南宗珍	三段崎御由左衛門尉 御 下 代	善妙寺々々納分任職等につき「請取以披見之上写之、百姓等書付相副下申候」	善妙寺 21	
3	" 11. 4.	川 舟 惣 中	御 下 代	「下浦」への出入停止の命に対し、その解除を請う。	道 川 303	
4	" 11. 10. 18	三段崎紀存・上田紀勝	小南 左衛門入道	(本文前頁引用) 此3の件につき「川舟衆中は不可有別儀之旨」を「堅可被申付候」	西福寺 223	
5	" 11. 12. 17	" " "	" " "	寺納分の五分一の米高・銭高を注進	道 川 305	
6	" 13. 2. 4	善 妙 寺 寺 官	" " "	寺納五分一役1石8斗余の請取状	善妙寺 30	
7	" 13. 2. 12	小木久守・府南宗珍	永 殿 寺 常 住 代		永殿寺 続58	
8	" 13. 3. 18	永 殿 寺 役 者	永 殿 御 下 代	寺納分代方五分一(80文)を注進	" 続58	

註 永正16年の大西・小武両氏にかかもの(本文前頁引用)は省略した。

木・府南両氏が請取状を発給している(第5表6、7)のに対して、永正七年には郡奉行上田・前波両氏が出している。この事実から、寺庵役徴集責任が郡奉行から下代に移ったと考えられなくもないが、むしろ、永正七年以後郡奉行の下に新たに設けられた下代が、寺庵役徴集責任を郡奉行から継承したと理解するのが妥当であろう。したがって、下代の設置年代は永正七年以降同

十六年以前と考える。これまで述べ来たところを以下まとめおく。朝倉孝景は、文明三年守護公権を事実上獲得して領国支配にのり出すのであるが、敦賀郡には、以前斯波氏時代当郡に置かれていた郡代の地位を弟景冬に継承させてここに配置し、越前の軍事・経済上の死活点ともいふべき拠点の経営にあたらせた。この景冬の地位はのち郡司と称され

た。文龜三年孝景が景冬の跡を襲ったのは彼にもあった宗家家督相統権を放棄した代償だと推測される程、朝倉家における孝景の地位は高いものであり、朝倉氏有力家臣の一族をすでに内衆として私的主従関係のもとに包摂していた。彼は郡司の地位につくと、その頃すでに一乗谷や府中に奉行組織が成立していたという背景のもとに、彼に従って敦賀に入部したであろう内衆らを

もって郡奉行制度を創出した。これは、教景の個人的特殊事情に基づいて、後述するように当郡の独立性が高められたということとはあるが、朝倉氏一族がその有力家臣を率いて越前の最重要拠点における支配体制を確立したという点で大きな意義がある。さらに十年前後すると、教賀郡の在地勢力の中から下代を編成して郡奉行の下に連ならしめ、ここに郡司—郡奉行—下代という当郡における支配行政機構が完成するのであるが、それは同時に収奪体制の完成でもあったのである。

【註】

- ① 史料纂集古文書編『西福寺文書』一五四号（以下西福寺文書一五四の如く示す）、永正五年十月十八日中村房信判物
- ② 本稿に引用する「朝倉始末記」は、すべて『蓮如一向一揆』（日本思想大系17）所収のものである。
- ③ 『統群書類従』第七輯上所収。なお、浅羽本は「朝倉始末記」によって補訂されたものであるとされる（『蓮如一向一揆』五六七頁補注）ので、景冬を教賀郡司とするのは、実

質的には「朝倉始末記」のみということになる。

- ④ 浅羽本「日下部系図」では「冬景」となっているが、文書では常に「景冬」である。
- ⑤ 重松明久氏は、通説とされていた朝倉孝景の文明三年の守護職補任を否定された（「朝倉孝景と越前守護職」——『若越郷土研究』一八一—三）。私は氏の結論そのものにはさしあたって異存がないが、文明三年段階に孝景の政治的地位に何ら変化がなかったとも考えられず、東軍への寝返りにはそれなりの打算があったはずである。私は、それは守護代職獲得ではなかったかと考える。孝景は文明四年に「寺社本所領半済」を幕府に申請して許可されている（「大乘院寺社雜事記」文明四年八月廿八日条）が、同年十一月氣比社領大谷浦等における実施を徹することができ（第1表61）、孝景による守護公権の、少なくとも事実上の行使が確認されるのである。なお、この問題については他日を期したい。
- ⑥ 西福寺文書一一七
- ⑦ 同文書一一六
- ⑧ 詳しい検討は別に行ないたいが、さしあたり年欠六月七日朝倉景鏡書状（『岐阜県史』史料編古代・中世一所収桜井文書一六号）に

「就郡、職之儀、為禮義鳥目二十疋到来」とあることを指摘しておく。

- ⑨ 松原氏前掲論文
- ⑩ 朝倉氏宗家の奉行の初見は、管見の限り、「北野社家日記」（史料纂集）延徳二年四月十一日条の「朝倉孫次郎兩奉行前柴豊前守并小泉藤右衛門尉」というものであり、府中奉行の方は、延徳二年八月七日行忠・康忠連署状（宮川文書——松原氏の御教示による）である。なお、私は朝倉氏の奉行組織はこの他に少なくとも大野郡に認められると考えているが、奉行制度を含めた朝倉氏の領国支配機構についての検討は別に行ないたい。
- ⑪ 水藤氏前掲論文。なお、教景の判物の初見は文龜三年九月十八日（後掲第6表64）である。
- ⑫ 『蓮如一向一揆』三二九頁
- ⑬ 「朝倉始末記」によれば、元龜元年教賀における信長との合戦に際し、三段崎・上田・中村・富田・土山・小河・前波など、第3表にみえる諸氏が討死しており（『蓮如一向一揆』三七五頁）、教賀郡奉行が、拠点における軍事力としても重要な役割を果たしていたことを知る。

河村 朝倉氏の敦賀郡支配について

⑭ 西福寺文書一八二。

⑮ 同文書二二三。

⑯ 同文書二二五。

⑰ 『蓮如一向一揆』三七五頁。

⑱ 永正九年、比田浦の「刀祢前小浜」について、同浦刀祢弥七と小木三郎兵衛尉との間に相論が生じた。これを裁定した郡司教景は刀祢の同浜進退権を認めたが、従来諸商人が地頭へ納めていた「まへ銭」などを、刀祢は同浜より沙汰したと偽ったために、その分を小木方へ渡すよう命じている（中山文書、永正十二年三月十日教景判物——『敦賀郡古文書』三五二号）ところから、小木三郎兵衛尉は比田浦の地頭と考えられる。

⑲ 永厳寺文書、永正七年十一月廿六日上田則種・前波吉連連署拾一銭請取状（『敦賀郡古文書』統四二号）。

二 朝倉氏の敦賀郡支配の特質と展開

(1) 郡司の職掌

朝倉氏の敦賀郡支配の特質を明らかにするため、まず郡内最高の権力者郡司の職掌について検討したい。当郡に現存する多数の郡司判物や郡奉行連署状などによって郡司の職掌を整理すれば、a 所領・買得地の

安堵 b 訴訟の裁定 c 諸役の徴収（集）の三点にまとめられよう。以下、それぞれについて若干の説明を加えておく。

a 所領・買得地の安堵

朝倉氏が給人や寺社の所領を安堵する場合、まず、被安堵者が提出する所領目録の奥書もしくは裏封をもって安堵するのが一般的な形式であった。また、買得地についても買得目録に奥書や裏封を加えるのが普通であったが、直接売券の裏に花押を押すこともあった。敦賀郡における給人・寺社の所領・買得地安堵の事例を示したのが第6表である。これによれば、文龜三年の貞景から元龜元年の義景まで、朝倉宗家の安堵権行使はみられず、その間郡司がそれを果している。

b 訴訟の裁定

敦賀郡における訴訟の裁定は、重要なものや、郡司が一乗谷に在る場合一乗谷で行なわれることもあるが、原則的には郡司が郡内で処理した。

c 諸役の徴収（集）

一般に戦国大名の収奪種目は年貢・段銭

・棟別銭・夫役・商業活動に対する賦課など多種にわたるが、敦賀郡で確認されるのは段銭・（陣）夫役の他に「川舟座」に対する「公事銭」・「寺庵役」・「郡役」などである。これらのうち段銭を除く諸役は郡司によって徴収（集）された。まず郡役については、天文七年四月四日手浦に海賊が上陸して被害があったため「當年中郡役可有御免」との処置がとられているところから「郡役」の存在が知られるが、その内容については不明である。なお、当郡には「那帳」があったが、これが郡役賦課の基礎台帳であったことも考えられる。寺庵役

というのは、朝倉氏が領国全体あるいは郡単位に、おそらく臨時に賦課したもので、寺庵にその最終的寺納分（収取分から本役などの負担分を除いた残り）を注進させ、その何分の一という形で徴収（集）するものである。敦賀郡では、永正七年「庄々橋要脚」として「郡内諸寺庵拾分壹」役が、永禄十三年「寺庵五分壹」役（第5表66・7・8参照）がそれぞれ賦課されているのが確認できる。この外、商品流通の一大結節点

第6表 敦賀郡における所領・買得地安堵

№	年 月 日	安 堵 者	被 安 堵 者	安 堵 形 式	典 拠
1	文明 10. 10. 28	景	(永) 嚴寺 ^{カ)}	売券裏書 判物(1反の買得地)	永嚴寺 続37
2	延徳 3. 12. 26	貞	西 福?	寺領目録紙継目裏花押・判物	西福寺 138
3	文龜 3. 9. 10	景	西 福	判物(「任去十日一行之旨」)	” 144・143
4	” 3. 9. 18	景	” 前	寺領目録裏書・判物	” 145
5	永正 4. 3. 5	”	金栖西	”	金前寺 10・11
6	” 6. 11. 18	”	西 福	売券裏花押	西福寺 157
7	” 7. 11. 21	(カ)	清春	判物(「新寄進分之事、一帯目録封裏訖」)	” 159
8	” 9. 3. 6	”	福 祐	”(「当軒願所々買得、一帯目録封裏訖」)	” 162
9	” 10. 11. 11	”	春 福	買得目録裏書	” 168
10	” 11. 9. 7	”	(西) 福寺 ^{カ)}	売券裏花押	” 169
11	” 12. 2. 9	”	慶 阿弥寺 ^{カ)}	買得目録裏書・判物	” 172
12	” 12. 5. 11	”	永 福寺 ^{カ)}	判物(「任去二月九日春庚売券旨」)	” 173・174
13	” 12. 9. 4	”	(西) 阿弥寺 ^{カ)}	”(「永阿弥寄進状封裏訖」)	” 176
14	大永 3. 正. 27	”	永 福寺 ^{カ)}	買得目録裏花押	” 196
15	享祿 3. 7. 24	”	(永) 阿弥寺 ^{カ)}	判物(去文龜3.9.10天沢一行同裏判目録・9.18教景遵 行あり)(「所々買得寄進分目録封裏訖」)	永嚴寺 続52
16	” 5. 6. 28	景	比西 浦福	”	中山 354
17	天文 4. 10. 3	”	西 福	判物(去文龜3.9.10天沢一行同裏判目録・9.18教景遵 行あり)(「所々買得寄進分目録封裏訖」)	西福寺 208
18	” 4. 10. 6	”	善 妙寺	寺領目録裏書	善妙寺 210
19	永祿 元. 7. 10	”	平 松	判物(「為新恩如先々任当知行之旨」)	平松 続24
20	元龜 元. 6. 13	”	善 妙寺	判物(「為新恩如先々任当知行之旨」)	西福寺 230
21	” 4. 4. 14	景	西 福	寺領目録裏書	西福寺 230

註 ① 訴訟の裁定に伴う安堵は省略した。

② 安堵者の頃のゴチャツクは、朝倉氏總領を示す。

河村 朝倉氏の敦賀郡支配について

であった敦賀だけに、たとえば、文亀元年郡司景冬が、敦賀における独自の廻船業者仲間の川舟座に対して、「しほあい物」商売に関する「公事銭」を定めている(第1表No.5)ように、商業活動に対する賦課も少なからぬものがあつたと思われる。

(2) 朝倉宗家と敦賀郡

すでに松原・水藤両氏も指摘されておられるところであるが、敦賀郡における朝倉宗家関係の文書はきわめて限られており、第7表に示した十七通が認められるのみである。この事實は、第6表の示すところと表裏をなすものであり、敦賀郡における郡司の支配権の強さをうかがわしめる。教景が、西福寺門前の諸役を免除する際、「私郡内成敗之間者、可成其心得」と言い放っているのは何よりも示唆的である。先述したように土地の安堵・訴訟の裁定などをほとんど郡内で処理し、しかも、郡役や郡内寺庵役の如き郡独自の役を賦課し得る敦賀郡司の強力な支配権は、当郡の軍事的・経済的・地理的条件もさることながら、やはり水藤氏の指摘されたように教景の朝倉宗

家に対する特殊な立場に由来するところが大きいと思われる。

しかし、このような敦賀郡支配のあり方も、そのまま停滞していたわけではない。

第7表をみると元亀以後義景の安堵状や禁制、宗家奉行連署状などが登場してくる。かかる傾向を考える上で、次の文書は重要である。

就陣夫之儀、從足壇方西福寺門前へ催促之段、御難堪候、仍^{御前}梅三・藤八^{御前}兩人へ如此 御意之趣被為書付候、以御分別御届候て、此儀者堅御存分候由、可有御理候、以申掠理不盡催促ニ、彼寺家百姓過分之失墜仕候間、米九石余之事者、以御蔵納被返付、其分足壇方知行之内、以御催促可被成御取御覚悟之由候、惣別、御屋形様、以御中間、敦賀へ御催促候事者、只今始かと思召候、但近年か様之儀候哉、無先例様御覚候、旁可得其意、兩人へ御届簡用之由御意候、恐々謹言、

九月十八日

受天庵

宗瑛(花押)

野田左京入道

見性(花押)

三反崎勘解由左衛門尉殿

御返報

この文書は次のように理解される。すなわち、足壇某が西福寺門前へ陣夫を催促したのに対して西福寺側がこれを愁訴し、郡司も、足壇が徴収した米九石余の分は自分の「蔵納」の中から返してその分を足壇の知行から召し上げるといふ覚悟まで示して足壇の所為に強く反発した、その旨を、朝倉宗家の奏者と思われる梅野・藤田兩人にしかるべく伝えてくれるようにと、敦賀郡の奏者あるいは郡奉行であろう宗瑛・見性兩人が、郡司の老臣三段崎紀存に依頼したものと、と思われる。ここで注目すべきは傍点の部分である。それによれば、「御屋形様」の「御中間」を介して敦賀へ陣夫が催促されたことはそれまでなかったというのである。大永五年の丹後出陣に際して、足壇景保が西福寺からの陣僧の派遣を前波吉長に依頼したことがあるが、吉長はこの時西福寺側の意見も聞いた上で、

第7表 敦賀郡における朝倉宗家関係文書

№	年 月 日	差 出 人	宛 人	内 容	典 拠
1	? 6. 27	孝 景	河 端 民 部 丞	某時有「不慮=成行候」(謀反か)につき善処を約す	東河端 続8
2	? 8. 5	" "	" "	感 状	" " 9
3	? 正・21	" "	" "	" "	" " 10
4	延 徳 2. 7. 10	貞 景	氣比社靈藏院中	諸役免除	金前寺 9
5	文 龜 2. 5. 28	" "	河 舟 舟 中	商業活動の安堵	道 川 299
6	" 3. 9. 10	" "	(西 谷 福 橋 寺)	寺領目録紙継目裏花押による寺領安堵	西福寺 堀 続15
7	(天 文 10). 6. 3	孝 景	谷 法 熊 丸	氣比社遷宮につき「用銅」の件の照会	石 塚 続15
8	元 龜 元. 6. 13	義 景	平 松 幸 熊 丸	所領安堵	平 松 " 24
9	" 元. 6. 14	宗家三奉行	寺庵給人中百姓中	ゑ8の遵行	" " 25
10	" 2. 11. 21	" "	松 田 与 六	訴訟につき出頭命令	" " 26
11	" 2. 12. 25	" "	平 松 源 四 郎	ゑ8の遵行	" " 27
12	? 10. 22	義 景	平 松 幸 熊	贈物の札	" " 28
13	? 12. 28	" "	河端ら社家衆5人	差敷の札	東河端 " 14
14	元 龜 3. 9. 2	" "	円 乘 福 院 寺	禁 制	円乘院 43
15	" 4. 4. 14	" "	西 福 寺	寺領目録裏書による寺領安堵	西福寺 230
16	" 4. 4.	" "	" "	禁 制	" " 231
17	" 4. 4.	" "	善 妙 寺	" "	善妙寺 31

河村 朝倉氏の敦賀郡支配について

既去永正拾年、以一行陳僧令停止之条、更以不別義之由候、然間足壇方へハ、自他寺為守護、被出候陳僧之内、壹人可遣という郡司教景の裁定を西福寺側へ申し送っている。すなわち、この段階では「守護役」として徴発された陣僧の一人を教景の判断で足壇方へまわす、つまり、郡司教景は守護役の少なくとも陣僧に關してはある程度の裁量権を有していたのであり、足壇氏もそのことを前提に、陣僧の催徴実現を郡司に期待したのである。ところが、永祿以後と考えられる前掲文書の段階には、同じ足壇氏が陣夫（ただしこの場合米納）催促に際して、「御中間」という、課役未進に際して派遣される朝倉宗家の催徴使をさし向け、西福寺・郡司側をしてかかることは「只今始か」と言わしめている。陣僧と陣夫の違いはあるにせよ、この両段階の相違はやはり見逃せない。ここでは次の点を指摘できよう。すなわち、郡内の武士が郡司を越えて朝倉宗家と直接關係を強めようとする動向、及び敦賀郡に対する朝倉宗家の支配の侵透、これである。足壇氏の動き

を裏返してみれば、それまで敦賀郡においては郡司を頂点とする一個の権力体系が形成されていたことがうかがえるのであるが、このような事態は、権力の集中を志向する戦国大名にとって当然桎梏とならざるを得ない。かくして、かつての教景の特異な地位に由来する敦賀郡司の強力な支配権も、特に信長との対決が決定的となった永祿末年以後、宗家を中心とする集権体制の中に包摂されていったと考えられる。この点で、元龜元年氣比社家衆の一人平松氏の所領が惣領義景から「為新恩」て安堵されたり（第6表4620）、同四年郡奉行三段崎紀美・上田堯良が今や郡司でなく義景の、善妙寺や西福寺に対する寺領安堵の旨を奉じているのはいかにも象徴的である。

【註】

- ① 拙稿「戦国大名朝倉氏の領国支配と名体制」（『史学研究』一二三）参照
- ② 前節註⑨でふれた小木三郎兵衛尉と比田浦刀祿との相論について、郡奉行の前波・上田両氏は
幸八月可有御上津候間、其時可有御札明之

由被仰出候（中略）、但八月無御上津候は、於一乗可有御札明旨候、

と述べている（中山文書、永正九年七月五日前波吉連・上田則種連署状——『敦賀郡古文书』三五一号）。この外、一乗谷で訴訟の審理が行なわれた徴証としては、西福寺文書一七五・二一四などがある。

③ 川舟座については脇田晴子氏「敦賀湾の廻運について」（『日本海海運史の研究』所収）参照

④ 越前における段銭・棟別銭の徴集は府中奉行によってなされたらしい。河口庄における棟別銭調符の發給人は、天文二十三年美満・景康、永祿五年景康・景忠、元龜三年紹悦・景忠となっており（『越前若狭古文書選』所収御前神社文書一・三・五号）、いずれも府中奉行の青木・印牧両氏と思われる（論証は省略）。そして、永祿六年の善妙寺領能善名段銭催徴状（善妙寺文書——『敦賀郡古文书』二二～二四号）を發給しているのは景忠であり、河口庄において棟別銭を徴集している（印牧）景忠と花押が一致する（東京大学史料編纂所架蔵影写本により照合）。段銭・棟別銭の徴集に府中奉行がかかわっているのはおそらく、その基礎台帳が守護所の伝統をも

- つ府中であつたからではないかと思われる。
- ⑤ 秦(手)文書、天文七年七月廿八日郡奉行連署状(『敦賀郡古文書』三七七号)
- ⑥ 西福寺文書二七一、慶長三年七月十八日木村宗左衛門尉書状に、
今度之御検地ニ付而、當寺領分之儀、從前々郡帳に被相除御收納之筋目……とある。
- ⑦ 大内氏治下の長門国厚狹・美祿兩郡にも郡帳があり、田地の面積や分米が記載されていた(松岡久人氏「大内氏の發展とその領国支配」——魚澄惣五郎編『大名領国の形成と城下町の成立』所収)
- ⑧ 註①拙稿参照
- ⑨ 前節註⑨に同じ。
- ⑩ 西福寺文書一五一、永正三年十月九日教景書状案
- ⑪ 同文書二二七。なお、史料纂集『西福寺文書』の校訂者は「御屋形様」を景紀、「敦賀」を疋壇景保としているのは明らかな誤りである。敦賀郡では郡司を「公方様」として「御屋形様」と区別している(同文書二二二)
- ⑫ 梅野(吉仍)は、弘治二年(『福井県丹生郡誌』所収)神社文書三八号)を初見に宗家奉行連署状において「長利・梅野三郎右衛門尉披露」という形で類出し、元龜三、四年には「各(宗家奉行)并御奏者三輪次郎右衛門尉・梅野三郎右衛門尉披露」(同文書六三・六五・六六号)とみえる。また、藤田(吉連)は永祿六年十月十二日、石黒吉富・齋藤景将とともに義景の命を南条郡今泉浦へ報じている(西野文書——東京大学史料編纂所架蔵影写本)が、永祿五、六年の宗家奉行・府中奉行のいずれにも藤田らの名前は見出せないところから、梅野と同じく奏者と推定される。
- ⑬ 第3表に郡奉行として示しているが、この文書では彼単独で任務を帯びている。ちなみに、大永三年十月十九日には前波吉長が四人の郡奉行連署状の宛人とされ(西福寺文書一九八)、この段階の吉長は郡奉行とは区別される地位(連署状の内容からみて郡奉行より上)にあつたことがわかる。三段崎紀存も、この時は郡奉行でなくもつと上の地位にいたのではないかと思う。
- ⑭ なお、宗瑛・見性は、これとは別に梅野・藤田兩人に
御披露被頼入候之分被仰候、廻委細紀存可被申入候、
と申し送っている(西福寺文書二二六)。
- ⑮ 西福寺文書二〇二
- ⑯ 梅野・藤田・三段崎らの文書上の出現時期による推定(註⑩及び第3表参照)で、もとより正確ではないが、大永五年より後であることは間違いないかろう。
- ⑰ 天文六年六月廿八日付の河口庄十郷用水普請に関する宗家奉行連署提書(『越前若狭古文書選』所収大連三郎左衛門文書一号)に「萬一至如在者、以御中間可有催促」とある。
- ⑱ 疋壇氏の本貫地は、現在の敦賀市疋田にもとめられよう。
- ⑲ 善妙寺文書、元龜四年五月八日郡奉行連署状(『敦賀郡古文書』三三三号)及び、西福寺文書二〇五、(元龜四年・河村)年欠六月九日郡奉行連署状